

明石市立文化博物館 第5期指定管理者募集 質問及び回答

- ・『「明石市立文化博物館指定管理者募集要項」「明石市立文化博物館指定管理者業務の仕様書」に関する資料』を以下、「資料」と略します。
- ・「明石市立文化博物館運営に係る詳細資料」を以下、「運営に係る詳細資料」と略します。
- ・7月1日(月)の情報公開後に更新した内容を以下に記載しています。

NO	項目	質問	回答
	公開資料の追加・修正 ①外部評価	7月2日に追加	
	②資料	7月2日に差替。正誤表参照	
	③運営に係る詳細資料	7月18日に追加	
1	募集要項P2 2(3)③報告書の刊行	刊行の回数や形式に指定はあるか。	明石市立文化博物館は博物館登録を予定しています。博物館登録には、博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布することが求められています。そのため、調査研究等の事業計画、実績を示すもの、具体的には館報等で各年度の事業内容を報告することを想定しています。
2	募集要項P2 4(1)利用料金	利用料金制の広告料とは、具体的に想定しているものはあるか。	指定管理者が作成する広報物（チラシ、リーフレット等）への民間企業・団体の広告掲載による広告料収入を想定しています。現在はそのような事例はありませんが、今後の実施を妨げるものではありません。
3	仕様書P5 6(1)③集客事業 【来館者へのサービス】	現在、レストラン運営は指定管理者が直接運営しているか、もしくは別途専門業者と契約して運営しているか。	現在は指定管理者が専門業者と契約し、運営しています。
4	仕様書P5 6(1)③集客事業 【来館者へのサービス】	利便施設（レストラン、飲料水自動販売機）とありますが、レストラン以外の用途での提案をすることは可能ですか。	レストラン以外の用途の提案は可能です。但し、別用途に使用する場合の改修経費は指定管理者が負担し、指定管理期間終了後は原状復帰してください。改修経費は、用途が博物館の運営に関する業務であれば指定管理料（利用料金を含む）から支出可能ですが、博物館の運営に関する業務でない場合は、指定管理者が自己負担してください。
5	募集要項P5 10申請書類の提出	提出書類について、今回はデータでの提出と聞いておりますが、原本の提出は必要でしょうか。	基本的にはデータで提出してください。審査の段階で原本の確認が必要となった際に、提出を依頼しますので、原本は審査が終了するまで保管し、市に提出できるようにしておいてください。
6	募集要項P5 10(2)提出方法	「URLまたは2次元コードより申請書類を提出してください」とありますが、データ容量の上限やデータ形式の指定はあるか。	設問（様式）ごとに10MBまでのファイルを提出できます。10MB以下での提出が難しい場合はファイルを分割して複数回申請してください。その場合は連絡欄にその旨を記載してください。また、この提出フォーム全体で100MBまでのファイルの提出を受け付けます。申請の途中でファイルの提出ができない場合も、複数回申請してください。その場合も連絡欄にその旨を記載してください。ワードファイル、もしくはpdfファイルで提出してください。
7	仕様書P2 3(3)開館時間及び休館日の変更	「あらかじめ市と協議して、開館時間及び休館日を変更できます。」とあるが、現在は変更しているか。	特別展期間中は休館日なし、開館時間を1時間延長しています。
8	仕様書P4 6(1)②特別展	年2回の特別展のうち、1回は子ども向けのもの実施とのことですが、市が指定する特別展は子ども向けですか。	2025（令和7）年度夏季特別展として市が指定する展覧会は、実施方法により子ども向けとすることができます。そのため、「子どもを主な対象とする展覧会」とすることは可能です。

NO	項目	質問	回答
9	仕様書P8 6(3)達成すべき基準	顧客満足度と従業員満足度の具体的な想定している対象範囲をお教えてください。	顧客満足度は来館者（常設展、企画展、特別展、その他イベント等）と貸館利用者へのアンケートより計測してください。できる限り多くの来館者・利用者より聴取するようにしてください（仕様書P13 12業務実施状況の監視等（2）施設利用者へのアンケートの実施も参照してください）。 従業員満足度は明石市立文化博物館内で博物館運営に携わる職員（指定管理者職員、市職員を問わず）を対象に計測してください。
10	仕様書P9 7業務に係る経費の詳細	③ 資料購入費と資料保護費 には「資料保護費」とあり、⑤ 精算項目には「資料整備費」とある。同じものを指しているか。	「資料整備費」は「資料保護費」とするのが正しい内容です。修正した内容を7月12日に掲載していますので、ご確認ください。
11	仕様書P9 7(5)⑤精算項目	精算項目について、支出額が2024年度予算額を上回った場合は指定管理料の補填はあるか。	光熱水費は、社会情勢等の変化による燃料価格高騰等の場合に、修繕料は施設維持や災害対応等のために必要な内容は、補填することがあります。そのほかの経費はその時々状況によるため、一概に言えませんが、状況に応じて協議に応じます。指定管理者は執行状況を確認し、少なくとも四半期ごとに支出実績を市に報告するようにしてください。
12	仕様書P9 7(5)⑤精算項目	「以下の経費は精算項目とします。年度終了後に執行残額があれば市に返還してください」と記載がございますが、市の指定金額を越えた場合は別途協議は可能という認識でよいのか。	
13	仕様書P10 8(1)⑥主な同種業務実績（様式第1号の6）	年間収入、年間支出は税込金額の記載でよろしいか。	税込金額を記載してください。
14	仕様書P11 8(2)③現在の組織や人員体制を示す書類	組織図、部署名等はなく、全国の事業所・事業所住所のみ記載のある会社概要の提出でもよいのか。	会社概要の提出でも受け付けますが、必要に応じて組織体制等がわかる書類の提出を求める場合があります。その際是对応をお願いします。
15	仕様書P11 8(2)添付書類②	法人税の申告書の写しについて、確定申告書（法人税）本紙と確定申告書（消費税）本紙を提出すればよいのか。	確定申告の際に税務署に提出する「法人税報告書」「地方法人税報告書」の写しを提出ください。
16	仕様書P11 8(2)添付書類⑤	国税の滞納がないことを証する納税証明書提出について「納税証明書その3の3」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納額がない証明用）を提出すればよいのか。	「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことを証明する「納税証明書その3の3」の提出で内容を満たします。
17	仕様書P13 13事業報告	過去3か年分の事業報告書または年報を開示ください。	事業運営の詳細は事業者が創意工夫をする内容ですので、回答を差し控えます。公開している資料を参照してください。
18	仕様書P13 13(1)⑤その他管理状況を把握するために必要な事項（個人情報の取扱い状況等）	具体的に想定しているものはあるか。	通常想定していない事態が発生した際には報告をお願いします。考えられる内容として、利用者からの情報開示請求があった際の開示情報、救急搬送等の非常時の対応についての報告が挙げられます。
19	仕様書P14 15(3)保険の扱い	全国市長会市民総合賠償保険の補償範囲を詳しく教えてください。企画展等市が主催のイベントにも適用されるか。	企画展と講演会等の企画展関連事業は保険の対象となります。募集要項と仕様書で実施を求めている事業に適用されます。 指定管理者の自己負担により、本来の指定管理業務ではないが施設の魅力向上等を目的として独自に行う事業には適用されません。
20	仕様書P15 15(8)地域防災計画への協力	「・・・市が実施する訓練等に参加してください。」とあるが、具体的にどのような訓練か。	定期的に実施している「全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じた全国一斉情報伝達訓練」「津波一斉避難訓練」「シェイクアウト訓練」のほか、避難施設運営準備訓練等が考えられます。

NO	項目	質問	回答
21	資料P29 資料7企画展について	要項の施設の概要には魚住文化財収蔵庫が含まれていませんが、魚住文化財収蔵庫で開催する展示が明石市立文化博物館の企画展に含まれています。魚住文化財収蔵庫で開催する企画展の広報・PR業務も指定管理者の業務に含まれるのでしょうか。	魚住文化財収蔵庫での展示は市歴史文化財担当の文化財部門が担当しています。現在、指定管理者は他の文化博物館内で開催する企画展の広報業務に支障のない範囲で文化財部門が作成したチラシ、ポスターの館内掲示、関係機関への掲示依頼をしています。なお、チラシ・ポスターの作成や展示にかかる消耗品費（用紙、インク、パネル）は指定管理料の企画展開催経費より支出しています。
22	資料P42 資料11 関連例規/1 明石市立文化博物館条例	貸館料、駐車場料金については近隣の状況を鑑み、利用者の方にとってより良いと思われる提案をしてもよいのか。（条例改正の可能性含む）	ギャラリー、大会議室、駐車場の使用料の提案は可能です。市が提案を採用することになれば、条例を改正して対応します。
23	資料P59～64 資料12 参考資料/施設及び設備の管理に関する業務仕様書集	維持管理（設備、警備、清掃等）の現状の勤務体制を参考に開示ください。（設備、警備、清掃 例、8:00～13:00（●時～●時休憩） ●名等）	勤務体制は事業者が創意工夫をする内容ですので、回答を差し控えます。仕様書で要求する水準を満たすよう、適切に配置してください。
24	資料P59～64 資料12 参考資料/施設及び設備の管理に関する業務仕様書集	仕様書に維持管理体制の記載があるが、品質を担保できる場合、指定管理者にて配置人員の体制提案は可能か。	品質が担保できる場合は、配置人員の体制提案は可能です。その場合、事業計画書等で市に提案し、承認を受けて下さい。
25	資料P59～92 資料12 参考資料/施設及び設備の管理に関する業務仕様書集	現状実施している維持管理（植栽管理業務等含む）の直近の各点検報告書を開示ください。	維持管理業者の選定、実施内容（時期、頻度及び方法等）は、事業者が創意工夫をする内容ですので、回答を差し控えます。
26	資料P59～92 資料12 参考資料/施設及び設備の管理に関する業務仕様書集	竣工図面一式（建築、電気、機械、空調、給排水等）を開示ください。	建築当初の図面のデータを提供します。希望者は募集要項に記載の問い合わせ先に連絡してください。
27	資料P60 資料12【参考1】7 費用負担区分	費用負担区分として、机・ロッカー等の備品は乙の負担とすると記載があるが、執務スペースの備品（机・椅子・ロッカー等）は現指定管理者が持ち込んでいるのか。	現在、指定管理者が事務室で使用している備品は指定管理者制度導入時に市が貸与したものが多くを占めます。これらの備品が使用できなくなった際は、指定管理者の負担で整備してください。その際に指定管理料（利用料金を含む）で購入した備品の所有権は市に帰属します。一部、現指定管理者の負担で準備した備品も事務室にはあります。
28	資料P61 資料12【参考1】第2節 設備維持管理業務	A電気関係設備維持管理業務「電気主任技術者の免状取得者またはこれと同等の能力を有する者」と記載があるが、外部委託可能か。	指定管理業務受託者より「電気関係設備維持管理業務」を外部委託することは可能です。
29	資料P62 資料12【参考1】第2節 設備維持管理業務	B空調関係設備維持管理業務/2 業務内容「ク 各種フィルターの洗浄及び交換」と記載がありますが、実施頻度と対象枚数を開示ください。	実施頻度は事業者が創意工夫をする内容ですので、回答を差し控えます。仕様書で要求する水準を満たすよう、適切に業務を実施してください。対象枚数は46枚です。
30	資料P62 資料12【参考1】第3節 その他の維持管理業務/A清掃業務	清掃員の体制が指定されていますが、清掃作業基準表等で圧縮が可能と判断した場合、各社体制提案は可能ですか。	品質が担保できる場合は、配置人員等の体制提案は可能です。その場合、事業計画書等で市に提案し、承諾を受けて下さい。
31	資料P63 資料12【参考1】第3節 その他の維持管理業務/B警備・案内業務	夜間は機械警備を導入しているのか。機械警備を導入していない場合、機械警備設置による提案は可能か。提案不可の場合は、夜間の人的警備の作業内容等を教えて下さい。	明石市立文化博物館では夜間有人管理を実施しています。収蔵資料の管理と防犯や非常時の対応のため、現在のところ機械警備の導入は予定していません。業務内容は該当箇所に記載の通りです。
32	資料P65 資料12【参考1】別表1 設備概要	防火戸、防火シャッターの個数を教えてください。	防火扉は3カ所とも常時閉鎖式です。防火シャッターは1カ所です。

NO	項目	質問	回答
33	資料P69 資料12【参考2】空調機器保守点検業務委託仕様書	フロン定期点検が対象となる機器及び実施年を教えてください。	法定点検対象機器は ①空冷チラーRUA-SP331HNKZ3 ②RUA-SP421HNKZ3 ③ビル用エアコンRSYP690PE で専門員による点検は①②は毎年1回③は3年に1回で直近では2023年10月に実施しています。 簡易点検は3か月に1回実施しています。 詳細は別紙「フロン定期点検機器リスト」を参照してください。
34	資料P72 資料12【参考3】空調設備用自動制御機器等保守点検業務委託仕様書	空調設備用自動制御機器のメーカーを教えてください。	別紙「空調整備用自動制御機器一覧」を参照してください。
35	資料P74 資料12【参考4】防犯装置保守点検業務委託仕様書	防犯装置のメーカーを教えてください。	メーカーはプレックス㈱ですが、2000年に倒産しました。
36	資料P76 資料12【参考6】火災受信機・連動操作盤及び消防設備保守点検業務委託仕様書	指定管理期間で交換が必要な消火器の数量を教えてください。	現在館内に19本（レストラ2台含む）の消火器があります。製造年は以下の通りです。 2015年2本（2023年9月機能確認済） 2021年15本 2022年2本
37	資料P80 資料12【参考9】エレベーター保守点検業務委託仕様書	エレベーターの点検はメーカー外(独立系)でも可能ですか。	エレベーターの保守点検は修繕対応や専門部品の供給等の観点よりメーカーとの契約をお願いします。今後予定している館内エレベーター更新工事後も同様です。
38	資料P80 資料12【参考10】エレベーター保守点検業務委託仕様書	エレベーターの現在の契約内容はフルメンテナンスですか。	エレベーター保守点検業務委託仕様書に記載の内容の保守点検をメーカーと契約しています。仕様書の「5 消耗部品取替内容」に記載がある消耗部品と、かご内照明の取替は保守点検業務に含まれます。そのほかの内容は別途メーカーと契約して実施してください。
39	資料P84 資料12【参考11】自動扉保守点検業務委託仕様書	自動扉の点検内容はレギュラーメンテナンスですか。	保守点検に必要な消耗材料（パッキン、リング、ヒューズ、オイル等）は保守点検業務に含まれます。そのほかの内容は別途メーカーと契約して実施してください。 なお、自動扉の保守点検は修繕対応や専門部品の供給等の観点よりメーカーとの契約をお願いします。
40	資料P85 資料12【参考12】植栽管理業務委託仕様書	植栽管理業務の委託業務内容について、対象となる植栽の詳細(種類・本数等)を教えてください。	敷地内の全植栽が対象です。必要に応じて、現地にてご確認ください。なお、仕様書には「低中木」とありますが、6mを超える高木も植栽管理業務の対象となります。
41	資料P88 資料12【参考14】建築基準法第12条に基づく設備定期調査報告業務委託仕様書	建築設備の点検頻度は年1回と記載がありますが、建築物の点検（特殊建築物定期検査）ですか。	建築基準法第12条に基づく設備定期調査報告業務については、建築物等については3年毎、昇降機、建築設備、防火設備は1年毎に点検・報告しています。
42	資料P90 資料12【参考16】マット他取替業務委託仕様書	マット交換に関して大きさの指定はありますか。	大きさの指定はありませんが、館の入口に設置し、入館者の靴底より泥や砂、ホコリ等を除去する用途を満たす大きさのものを設置してください。現在設置してあるものは180cm×120cmの大きさです。
43	資料P91 資料12【参考17】駐車場誘導・警備業務委託仕様書	駐車場に指定管理者が設備を導入して機械管理することは可能か。	指定管理者にて設備導入の上、機械管理することは可能です。但し、設備導入に係る経費は指定管理者が指定管理料（利用料金を含む）から負担してください。

NO	項目	質問	回答
44	資料P91 資料12【参考17】駐車 場誘導・警備業務委託 仕様書	駐車場誘導・警備業務委託は資料P63に 記載されている警備、案内業務の事を 指しているのでしょうか。 違う場合は配置体制をご教示くだ さい。	要項・仕様書に関する資料P63「B警備、案内業 務」は博物館施設の警備、案内業務についての記 載であり、P91「駐車場誘導・警備業務委託仕様 書」は駐車場に関する内容ですので、業務内容は 異なります。配置体制は「質問45」で回答しま す。
45	資料P91 資料12【参考17】駐車 場誘導・警備業務委託 仕様書	駐車場誘導・警備業務委託の現状の勤 務体制をご参考に教えて下さい。 また、過去に実施したイベント時の警 備員体制（臨時）を教えてください。	主に、特別展開催期間中の混雑が予想される日程 と、無料開館日などの自主事業時、明石市主催の 貸館（明石市美術展・造形展・書初展）等に2～ 3人体制で配置しています。
46	申請書類(様式)	・様式2号～：A4用紙4枚までの分量 との記載について、様式号ごとに4枚 までですか。 それとも各項目（例えば「博物館の設 置目的に合致した方針」の項目につい て4枚まで）ごと4枚までですか。	様式ごとにA4用紙4枚までにまとめて下さい。 様式第2号では、「文化博物館の設置目的に合致 した運営方針」～「利用者の利用目的に沿った満 足度を向上するための方策」の4項目について、 A4用紙4枚までにまとめて下さい。
47	運営に係る詳細資料 P40～43 5(1)施設利用者数	「利用率」「稼働率」はどのように算 出していますか。（例：貸出実績区分 数/貸出可能区分数など）	算出方法は以下の通りです。なお、貸出実績には 指定管理者と市による博物館事業運営のための使 用を含んでいます。 「利用率」貸出実績日数/貸出可能日数 「稼働率」貸出実績区分数/貸出可能区分数 貸出可能区分数は午前、午後、夜間の1日3区分 ですが、ギャラリーは半面での使用が可能なの で、1日6区分で算出しています。